

## 「検討プロセス」の取り扱いについて

### 1 「検討プロセス」の活用について

平成 30 年 3 月 30 日付で「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」及び「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」が改正され、関係者の合意の方法の 1 つとして、「検討プロセス」が示された。当協議会の運営については、新潟市福祉有償運送運営協議会規則（以下、「規則」という。）に定めており、規則に規定すれば活用できることになった。

一方、これによらない協議を行う旨を協議会で議決した場合は、「検討プロセス」によることなく従前通りの協議を行うことになる。

#### ○検討プロセス

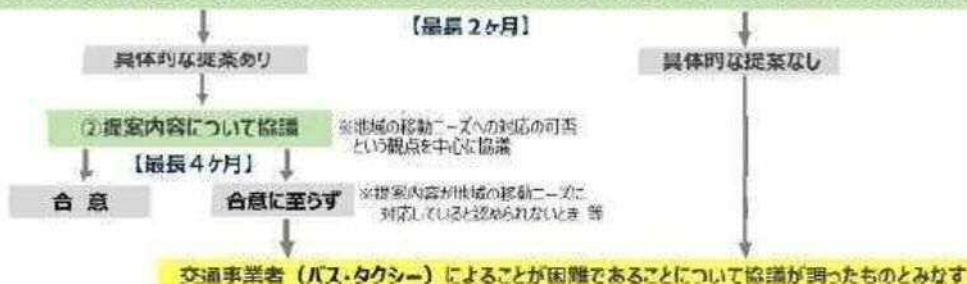
バス・タクシーの活用を検討するため、まずはバス・タクシー事業者に、地域の移動ニーズに対応した交通の導入について提案を求めること

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

バス・タクシー事業者からの具体的な提案に対して、最長4ヶ月協議を行い、合意に至らない場合や、最長2ヶ月間で具体的な提案がなされなかった場合には、バス・タクシー事業者によることが困難であることについて、協議が調ったものとみなすこと

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める



「自家用有償旅客運送ハンドブック」平成 30 年 4 月 国土交通省自動車局旅客課 P7 より抜粋

### 2 今後の取り扱いについて（案）

当協議会では、規則第 6 条 3 項に基づき協議を行い、円滑な合意が得られている。したがって、上記の「検討プロセス」によることなく、これまでと同様に協議を行うこととしたい。

＜新潟市福祉有償運送運営協議会規則 第 6 条 3 項＞

会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。